

那覇市国際交流市民の会会則

(名称)

第1条 この会は、那覇市国際交流市民の会（以下「市民の会」という。）と称する。

(目的)

第2条 市民と世界の人々との幅広い交流を積極的に推進することにより、国際性豊かな人づくりと開かれた活力ある地域社会づくりに寄与するとともに、世界の平和と繁栄に貢献することを目的に、姉妹・友好都市交流をはじめ、国際相互理解と友好親善を深めるための諸事業を推進する。

(事業)

第3条 市民の会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国際交流の普及に関すること。
- (2) 国際交流に関する情報及び資料収集に関すること。
- (3) 国際交流に関する諸事業の企画及び実施に関すること。
- (4) 関係団体との連絡調整に関すること。
- (5) その他目的達成に必要な事業。

(会員)

第4条 市民の会は、会員により構成する。

- (1) 会員は、市民の会の目的に賛同し事業に参加する個人、家族会員及び団体並びに市民の会の目的に賛同する団体とする。
- (2) 会員になろうとするものは、入会申込書を提出し、第11条第2項に定める会費を納めなければならない。
- (3) 会員は任意に退会することができる。

(役員)

第5条 役員は、会長1名、副会長若干名、事務局長1名、理事若干名、監事2名及び顧問若干名とする。

- 2 役員は、理事会において選任し、総会で承認を得るものとする。
- 3 役員任期は、2年とする。
- 4 役員は、再任されることができる。
- 5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、事務局長には、那覇市総務部長の職にある者を、監事には、那覇市会計管理者及び那覇市議会事務局長の職にある者をもって充てるものとする。

(名誉会長)

第6条 市民の会に名誉会長を置き、那覇市長をもって充てる。

(任務)

第7条 会長は、市民の会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会務を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 3 事務局長は、市民の会の事務を総括する。
- 4 理事は、理事会を構成する。
- 5 監事は、市民の会の経理を監査する。
- 6 顧問は、市民の会の相談役に当たる。

(会議)

第8条 市民の会の会議は、総会、理事会及び運営会議とする。

- 2 総会は、通常総会と臨時総会とし、通常総会は年1回、臨時総会は必要に応じて会長が招集する。
- 3 総会は、全会員で構成され、決議または承認する事項は次のとおりとする。
 - (1) 予算及び決算
 - (2) 事業計画及び事業報告
 - (3) 会則の変更
 - (4) 役員の承認
 - (5) その他会長が必要と認めた事項
- 4 理事会は、必要に応じて会長が招集し、副会長及び理事で構成し、前条の各号に掲げる事項について審議する。
- 5 運営会議は、市民の会の事業の企画運営について協議する。

(運営委員会)

第9条 市民の会の事業の企画運営のため、運営会議を開催する運営委員会を設置することができる。

- 2 運営委員会の運営については別に定める。

(部会)

第10条 市民の会は、姉妹・友好都市交流を推進するため次の部会を置く。

- (1) ホノルル部会
 - (2) サンビセンテ部会
 - (3) 福州部会
 - (4) 日南・川崎部会
- 2 会長は前項に掲げる部会の他必要に応じて部会を設置することができる。
 - 3 各部会に部会長1名及び副部会長若干名を置き、各部会から2名まで理事として

選出することができる。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故のあるときは、これを代理する。

(会計)

第11条 市民の会の経費は、会費、寄附金、補助金及び雑収入をもって充てる。

2 会費は、年額個人会員2,000円、家族会員3,000円及び団体会員一口10,000円とする。

3 市民の会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第12条 市民の会の事務を処理するため、事務局を那覇市役所内に置く。

(雑則)

第13条 この会則に定めるもののほか、会運営に必要な事項は、会長が定める。

付則 この会則は、昭和57年6月1日から施行する。

付則 この会則は、平成14年10月8日から施行する。

付則 この会則は、平成16年5月13日から施行する。

付則 この会則は、平成18年6月21日から施行する。

付則 この会則は、平成27年5月22日から施行する。

付則 この会則は、令和5年6月4日から施行する。